

職業訓練指導員試験の実施について（公告）

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第30条第1項の規定により、職業訓練指導員試験（実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者が対象）を次のとおり実施する。

令和8年4月3日

新潟県知事 花 角 英 世

1 試験を実施する職種

職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「施行規則」という。）別表第11に掲げる全ての免許職種

2 試験の科目

実技試験及び学科試験（指導方法、系基礎学科及び専攻学科）

3 試験の免除

(1) 実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者（以下「全免除者」という。）及び免除の範囲は、新潟県ホームページに掲載する。

(2) 全免除者による受験申請は、令和8年4月3日（金）から通年で受け付けることとする。また、全免除者で新潟県在住の者については、受験申請と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。

4 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する者であって、施行規則第46条の規定により、実技試験及び学科試験の全部の免除を受けることができる者とする。

ア 職業能力開発促進法第44条第1項の技能検定に合格した者

イ 施行規則第45条の2第2項及び第3項に規定する者

(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、職業訓練指導員試験を受けることができない。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられた者

イ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消の日から2年を経過しない者

5 受験手続

電子申請（インターネットによる申込み）又は書面申請のいずれかの方法で申請すること。

(1) 電子申請

新潟県電子申請システムにおいて、申し込むこと。試験の申込みに必要な書類は、電子申請の際に電子データを添付又は郵送により提出すること。

(2) 書面申請

受験申込書に必要な書類を添付の上、8の提出先まで持参又は郵送により提出すること。

6 試験の申込みに必要な書類

受験申込書、履歴書、受験資格及び免除資格を証する書類（技能検定合格証書の写し、資格免許証等の写し等）、写真1枚（45mm×35mmの大きさで申請前6ヶ月以内に撮影した正面脱帽上半身像）

7 受験手数料

受験手数料は、不要とする。

8 郵送書類がある場合の提出先

郵便番号950-8570（新潟県庁専用郵便番号）

新潟市中央区新光町4番地1

新潟県産業労働部雇用能力開発課 指導係

なお、郵送の場合は封書に「指導員試験受験申込書（全免除）在中」と朱書きし、必ず簡易書留とすること。

9 申請書類の受付期間

令和8年4月3日（金）から令和9年3月31日（水）まで

10 全免除者の受験手続

全免除者の受験手続は、令和8年4月3日（金）から通年で行うことが可能であり、新潟県在住の者については、受験手続と併せて職業訓練指導員免許の申請手続を行うことができる。この場合において、全免除者は、6の書類と併せて、職業訓練指導員免許申請書（以下「免許申請書」という。）を提出するものとする。

また、免許申請書を提出する場合は、併せて免許交付手数料を納付すること。手数料の納付は、記入式納付書又は電子決済（クレジットカード、Pay-easy（インターネットバンキング、ATMでの支払い））のいずれかにより行うこと。記入式納付書で納付した場合は、納付済証を免許申請書に貼付するものとする。

※ 職業訓練指導員免許交付手数料 1件につき2,300円

11 合格発表

全免除者の合格発表は、本人あてのみ通知する。

12 その他

(1) 通常の令和8年度職業訓練指導員試験の実施については、別途公告を行う。

(2) 試験について不明な点は、下記に問い合わせること。

産業労働部雇用能力開発課指導係

電話番号 025-280-5262